

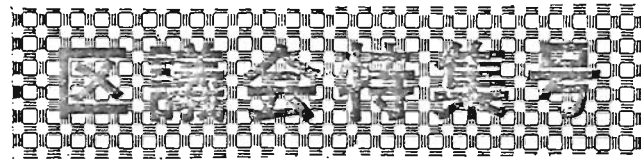
豊島区広報

昭和41年2月5日第4号

編集 豊島区議会
事務局

発行 豊島区区民部
区民課広報係

電話 (981) 1111



豊島区副都心再開発計画の道ひらく



東京拘置所の移転決定 区民のよろこぶ跡地利用を

去る1月17日開かれた、東京都市計画地方審議会において「池袋副都心西巣鴨一丁目附近再開発計画」が決定し、ここに待望久しかった東京拘置所の移転が本決りになりました。

昭和31年以來の運動がここに実を結ぶことになりましたことは、ひとえに区民と区議会が一体となつての猛運動の結果であり、今後はその実現の一日も早いことと、その再開発にあたっては、区民の要望が極力とり入れられることがのぞまれます。

このたび決定された開発計画は、昨年末に決まる予定でしたが、公園敷き地が狭まざることで、区議会が先頭に立って関係官庁、並びに各方面にあらゆる努力を展開したため都市計画地方審議会では、特別委員会を設置、さらにその中に小委員会をつくつて慎重に審議された結果、1月17日区議会の要望をとり入れた付帯条件を付した原案が決定されました。



喜びを語る
山下区議会議長

十年來の運動が実を結んだことは区民とともに喜びに堪えません。また公園緑地用として敷き地の一割も確保でき、非常によかったと思えます。今後跡地利用の問題ですが、この点は都計審の決定のさいにも区民の要望する施

設をつくることを事業決定の付帯条件としてつけてあるので、地元の人たちともよく相談して、区民はもとより都民、国民のためにも、ぜひりっぱな公共施設をつくってもらえるよう、努力していく所存であります。

豊島区副都心 特別委員会

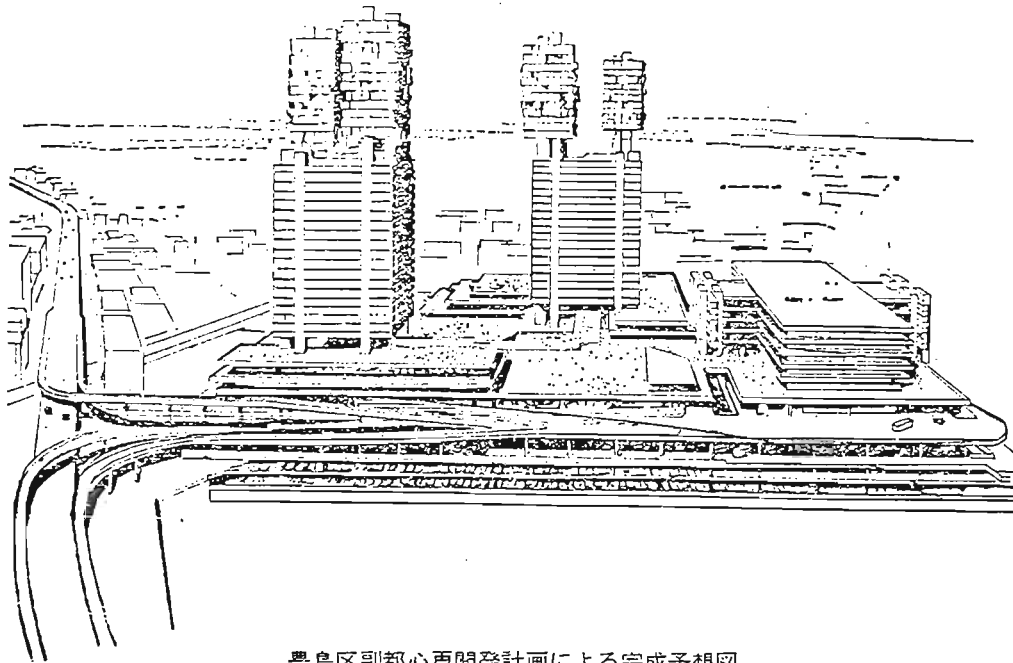
- | | |
|--------|---------|
| 委員長 | 矢島 博文 |
| 第一部部長 | 山口 幸之助 |
| 第二部部長 | 竹内 武安 |
| 第三部部長 | 早川 繁太郎 |
| 第一部副部長 | 長橋 孝 |
| 第二部副部長 | スエミ |
| 第三部副部長 | 喜三郎 |
| 委員 | 九平 仲造 |
| | 久吉 鎌子 |
| | 太一 孝丸 |
| | 三郎 三郎 |
| | 栄次郎 栄次郎 |
| | 重雄 重雄 |
| | さのい 茂 |
| | 常三 常三 |
| | とし弘 とし弘 |
| | 林平 林平 |
| | 正直 正直 |

副都心のシンボル



都市美の夢(こ)に実現

東京都市計画地方審議会では、東京拘置所(西巢鴨一の三二七七)移転後の跡地などの問題について、1月17日再開発プランの決定を見ましたが、その内容のあらまは、つぎのとおりです。



豊島区副都心再開発計画による完成予想図

この計画によりますと、地区内の道路(都市高速道路の出入り口も含む)、公園、公共自動車駐車場、バスターミナルなどの公共施設を、立体的に配置し、副都心としての建設に役立てるといふものです。

【都市計画街路】

豊島区池袋四丁目から千代田区竹平町に至る、高速道路5号線(終点で4号線に接続)のランプウェイ(出入り口)を設ける。

【都市計画バスターミナル】

敷地の東側に建設が予定され、このターミナルには、三十六バース(発着場)が地上二階と三階にあてられ二十バースは遠距離専用、十六バースは近距離専用となっています。

【都市計画駐車場】

地下一、二階に駐車場が建設されその収容台数は、約千四百三十台が予定されています。

【都市計画公園】

公園の敷き地問題については、さきに述べましたとおり、区議会の強力な要望がとり入れられ、初めの計画二千四百七十五平方メートルしかなかったものを、五千九百五十平方メートルまで拡張することになりました。

日本一の高層ビル

児童会館
文化施設
などを設置

以上が都市計画による公共事業としての計画のあらましですが、このほかに高さ日本一を誇る、地上三十九階、百六十四メートルの高層建築物が二むね建設される予定で、この中に収容されるものとしては、つぎのようなものがあげられています。

○……教育関係の施設として

- ◇児童会館
- ◇科学博物館
- ◇修学旅行会館
- ◇理科学室棟室
- ◇体育クラブなど

○……業務施設として

- ◇貿易会館
- ◇ホテル
- ◇貸し事務所など

○……文化施設として

- ◇記念館
- ◇各種展示場
- ◇集会場など

なお、各ビルは二階と三階からひさしを突き出し、互いに結んだ回廊(人工地盤)を、一万二千五百七十一平方メートルつづいて草木などを植え、公園とともにいいこの場とすることが計画されています。

運動の経過概要



昭31 3月30日

区議会全員協議会において、巣鴨刑務所移転を期する議が起り、全区議会議員の総力を結集する旨の宣誓があったのち、専門委員会の設置を決定す。

4月13日

陳情書を作成し、本区選出の四都議会議員、第五区選出の四代議員に協力を依頼するとともに、衆参両院議長、法務大臣に中村代議士を通じて提出す。

6月5日

請願書を、都議会議長に提出す。

9月27日

都議会本会議において、右請願書が採択さる。

9月29日

「巣鴨刑務所移転期成区民大会」を豊島公会堂において開催、中村、河野、坂本各代議士、岡田、野坂両参議院議員の祝辞激励の言葉があり、大会宣言および大会決議がな

昭31 10月31日

移転要望の区民の署名 十一万七千余集まる

昭31 10月31日

区民有志とともに法務省を訪れ、中村代議士の紹介で法務大臣に面接、陳情書および署名簿(十一万七千五百四十三名)提出。

昭31 12月3日

衆議院法務委員一行、巣鴨刑務所を視察。

昭32 7月8日

この問題に関する経過報告会を開き、中村法務大臣より、法務省内に設けられた移転特別委員会において池袋の発展上刑務所を此処に置くことは適当でない、適当な時期に適当な場所に移転すべきであるとの結論が出された旨報告あり。

昭32 11月12日

首都圏整備委員長と法務大臣との間に交換された、公文書

昭32 11月17日

により巣鴨刑務所移転の意志が確認された。
巣鴨刑務所に東京拘置所を復元する案が法務省にあり、このことは本区の繁栄を阻害し、移転延引の因となるから反対するとの建議を法務大臣並びに首都圏整備委員会に提出。

昭33 2月21日

閣議において「巣鴨刑務所移転については、早期に関係省庁において、適当な候補地を決定移転することとし、昭和37年度までに完了することを日途とすること」の閣議決定あり。

昭34 10月22日

第五区から選出された四代議員のあつせんを得て総理大臣、法務省、首都圏整備委員会に、また都議会にも陳情書を提出する。

昭35 4月8日

都議会本会議において、右陳情書が採択され、関係当局に意見書が提出さる。

昭36 10月3日

移転促進について植木法務大臣に面接し要請する。

昭37 2月27日

首都圏整備委員会計画第一部長を招き移転促進に関し懇談す。

移転問題に

明るいきざし

昭37 5月7日

中村法務大臣を訪ね要請す懇談中本問題は、微妙ではあるが、前途に明るい見とおしを得る。

昭38 7月24日

区議会改選の結果、いままでの「巣鴨刑務所移転期成委員会」を発展的に解消し「豊島副都心特別委員会」において、運動を継続することとなる。

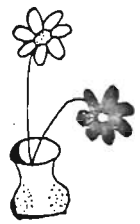
昭39 3月2日

中村代議士並びに区内選出都議会議員の出席を得て、地元町会、商店会などの代表者を招いて、豊島副都心に関する懇談会を開催、席上、中村代議士より「移転先について候補地が、やっと一、二か所見つかり、目下その土地の検査を行なっている」旨報告がなされた。

次頁へつづく

公園敷き地の拡張に努力

公共的施設の設置を要望



昭40 12月16日

東京都計画地方審議会開会の通知に接し、東京拘置所移転と跡地再開発計画案の内審を知る。

// 12月20日

急ぎよ豊島副都心特別委員会を開き対策を協議し、その結果、右原案による公園の敷き地七百五十坪（二千四百七十五平方メートル）は過少であるので、同敷き地の二割五分以上を確保し、あわせて文化的、公共的施設の設置について、要望することを決定。

同日直ちに都庁に出向し、都市計画地方審議会会長あて原案の提出を一時見合わせるよう要請書を、また、都知事あて前記のごとく計画を変更されるよう、要請書を提出。引き続き法務省に赴き、営繕課長に面接陳情す。

昭40

午前中は法務省に赴き経理部長に面接陳情す。

午後には、区政会館で開かれる予定であった都市計画地方審議会に、全議員を動員して陳情。

同審議会は陳情団の意向を察知し、流会となる。

帰庁後全議員で、今後の対策を協議。

12月22日

早朝、中村大臣宅を訪問し、本運動の協力を依頼。

午後、法務省において営繕課長に面接し、公園敷き地問題について、拡張方をさらに陳情す。

12月23日

法務省に赴き営繕課長に面接、公園敷き地として千五百坪（四千九百五十八平方メートル）を確保しようとの回答を得る。

12月24日

全議員区役所に参集し協議の結果、最低千五百坪以上を要求することに決定。

昭40

午後、区政会館において第2回都市計画地方審議会開会、本問題は特別委員会を設置し、これに審議を一任することに決定。

12月25日

都市計画地方審議会特別委員会あての文書をもって関係委員を随訪し、公園敷き地を実施の段階において千五百坪以上（附随する道路を除く）とする付帯条件をつけて、原案を承認されるよう協力を依頼。

特別委員会内に

小委員会設ける

昭40

12月27日

午後、第1回都市計画地方審議会特別委員会開会。本問題については、さらに小委員会を設けて、検討することとなる。

12月28日

法務省に赴き営繕課長と面接懇談。

1月7日

今泉副議会議長に面接、協力を要請。

1月11日

法務省に赴き営繕課長と面接。

昭41

1月14日

全議員区役所に参集し、17日に開かれる都市計画地方審議会にのぞむ態度について協議。その結果、公園敷き地は千五百坪以上、敷き地面積の二割五分を目標とし、文化的、公共的施設の設置を要望することに決定。

十年にわたる

区民の願い達成される

昭41

1月17日

都市計画地方審議会特別委員会小委員会が開会され、審議の結果、東京拘置所敷き地面積の一割、約千八百坪（五千九百五十平方メートル）を公園敷き地として確保し、なお、事業実施にあたっては地元の要望を入れて、環境の整備増進にとめる、この趣旨の付帯条件を付すことに決定。

これより引き続き開かれた特別委員会で、全員、賛成により、付帯条件を付した原案が通過。

1月19日

全議員に都市計画地方審議会の審議結果を報告、了承を得る。

全議員を動員して陳情

昭40 12月21日